

中小企業向け個人情報保護法説明会を開催します。

(平成28年12月13日(火) 15:00～ @とりぎん文化会館)

平成27年9月に改正個人情報保護法が公布され、来年春頃に全面施行されます。これまでは「保有する個人情報の数が5,000以下の事業者」には個人情報保護法が適用されていませんでしたが、今回の改正により個人情報を取り扱うすべての事業者が個人情報保護法の対象となります。

そのため、新たに対象となる中小企業や小規模事業者向けに、個人情報の取扱いに関する基本的なルールをご紹介する説明会を開催いたします。中小企業に限らずご興味ある方であればどなたでもご参加いただけますので、この機会を是非ご活用ください。

日時：平成28年12月13日(火) 15:00～16:30

場所：とりぎん文化会館 第1会議室(鳥取市尚徳町101-5)

内容：改正個人情報保護法の概要～完全施行へ向けて～(60分)
質疑応答(15分)

対象：中小企業、小規模事業者、個人事業主、その他ご興味ある方

定員：100名

参加費：無料

主催：個人情報保護委員会

申込み・問合せ先：

鳥取県商工労働部商工政策課 成長戦略担当

電話 0857-26-7602

ファクシミリ 0857-26-8117

Eメール shoukou-seisaku@pref.tottori.jp



参加申込書 (申込先ファクシミリ番号 0857-26-8117)			
会社(団体)名			
所在地			
担当者 職・氏名			
電話番号		参加人数	人

※ご記入いただいた個人情報は本説明会以外の目的に使用することはありません。

※個人情報保護委員会ホームページにおいても改正個人情報保護法に関する広報資料を掲載しておりますのでご覧ください。 URL: <http://www.ppc.go.jp/personal/pr/>

個人情報保護委員会

個人情報を事業に活用する すべての事業者に 個人情報保護法が 適用されます。

ご存じ
ですか？

平成27年9月に個人情報保護法が改正されました。

これにより、平成27年9月9日（公布日）から2年以内の政令で定める日以降は、顧客や従業員の個人情報（氏名、電話番号、住所等）を紙面やパソコンで名簿化して事業に活用しているすべての事業者は、個人情報保護法のルールに沿った個人情報の取扱いが求められます。

準備を
始めましょう！

もうすぐですね！



個人情報を取り扱う際の 注意点を確認しましょう。

さらに具体的なルールは、今後、個人情報保護委員会が定めるガイドラインをご確認ください。

✓ 個人情報は、利用目的を定めて、その範囲内で利用すること

どのような目的で個人情報を利用するのかについて、具体的に特定しなければなりません。
また、特定した目的は、本人に通知、又は公表する必要があります。

✓ 情報の漏えい等が生じないように安全に管理すること

紙の顧客台帳は鍵のかかる引き出しで保管したり、パソコン上の顧客台帳にはパスワードを設定したりするなどの安全に管理するための措置をとる必要があります。

✓ 個人情報を本人以外の第三者に渡すときは、 原則として、あらかじめ本人の同意を得ること※

例外として、法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合、公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合、国等に協力する場合等の一定の場合には、本人の同意がなくても、個人情報を第三者に渡すことができます。

✓ 本人からの請求に応じて、個人情報を開示、訂正、 利用停止等すること※

✓ 個人情報の取扱いに関する苦情にきちんと対応すること

※ 個人情報を名簿化した際に必要となるルールです。

具体的な施行日や
ガイドラインは、
委員会のホームページ等
で公表されます！

